

労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる特定業務

イ～カには下記特定業務に常時従事する労働者数を記入。また、計にはイ～カの合計を記入。
なお、下記の業務に常時従事する労働者についてはは 6 ヶ月毎以内に 1 回、定期健康診断を実施する必要があります。

特定業務一覧（労働安全衛生規則第 13 条第 2 号に掲げる業務）	
イ	高熱業務
ロ	寒冷業務
ハ	有害放射線業務
ニ	粉塵業務
ホ	異常気圧業務
ヘ	振動業務
ト	重量取扱業務
チ	騒音業務
リ	坑内業務
ヌ	深夜業を含む業務
ル	有害取扱業務水銀・砒素・黄りん・弗化水素酸・塩酸・硝酸・硫酸・青酸・力性アルカリ・石炭酸そのほかこれらに準ずるもの
ヲ	有害ガス・蒸気・粉塵接触業務鉛・水銀・クロム・砒素 ・黄りん・ 弗化水素・塩素・塩酸・硝酸亜硫酸・硫酸 ・一酸化炭素・二酸化炭素 青酸・ベンゼン・アニリンその他これらに準ずるもの
ワ	病原体汚染業務
カ	その他労働大臣が定める業務